福　岡　市　防　災　会　議

日　時　平成２２年４月２８日（水）１４時～

場　所　福岡市職員研修センター 402･403会議室

次　　第

１　開会挨拶

２　議　　事

（１）平成２１年度災害対策及び被害状況について

（２）福岡市地域防災計画の修正について

３　その他

※ 福岡管区気象台からのお知らせ
「平成２１年７月豪雨災害及び防災気象情報の改善について」

資料１

平成２１年度
災害対策及び被害状況

・総括表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

・平成２１年６月３０日の大雨について　・・・・・・　２

・平成２１年７月　１日の大雨について　・・・・・・　３

・「平成２１年７月中国・九州北部豪雨」について　・・　４

・平成２２年２月２８日の津波注意報について　・・・　８

福　　岡　　市

平成２１年度　災害対策及び被害状況

○　平成２１年度の福岡市災害対策本部の設置・運営及び被害状況（総括表）

災害対策本部設置回数　４回

	本部設置・廃止日時	原因種別	最大累積雨量	住家被害				非住家	道路	河川	崖崩れ	ブロック塀	道路通行止	人的被害
				半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	浸水						
1	6月 30日(火)　6時14分設置 6月 30日(火)　16時30分廃止	大　雨 (大雨・洪水警報)	124.0mm											
2	7月　1日(水)　4時45分設置 7月　1日(水)　12時15分廃止	大　雨 (大雨・洪水警報)	100.5mm				早　1		東　3 博多2 南　1 早　6 西　1				東　3 博多　1	
3	7月 24日(金)　17時　9分設置 8月 27日(木)　18時00分廃止	大　雨 (大雨・洪水警報)	337.0mm	東　0 博多0 中央1 南　1 城南0 早　0 西　0	東　0 博多1 中央3 南　5 城南1 早　0 西　1	東　48 博多41 中央3 南　63 城南96 早　1 西　4	東　284 博多 145 中央　12 南　120 城南 269 早　28 西　8		１０９	５５	東　5 博多20 中央14 南　25 城南12 早　15 西　34		東　5 博多　6 中央　2 南　11 城南　2 早　5 西　7 都市高速 6	重傷者 5名 軽傷者 2名
4	2月　28日(日)　13時30分設置 3月　1日(月)　0時　5分廃止	津　波 (津波注意報)												

最大累積雨量は、市内１３カ所の観測点の中で、最大雨量の数値を掲載した。

平成21年6月30日の大雨について

1　警報等の内容

月　日	時　間	内　容
6月29日	7時25分	大雨・洪水注意報発表
6月30日	6時14分	大雨警報発表
6月30日	16時30分	大雨警報解除

2　配備態勢

月　日	時　間	内　容	配備人員
6月30日	6時14分	福岡市災害対策本部設置（水防第1配備）	360名
6月30日	16時40分	福岡市災害対策本部廃止	

3　雨量情報（29日　7:00　～　30日　16:00　）

	市　内	近　隣
最大累積雨量	124．0mm（曲渕事務所）	225．5mm（九千部山）
最大時間雨量	17．0mm（曲渕事務所）	23．5mm（九千部山）

4　河川情報

市内の河川で、はん濫注意水位に達したところはなかった。

5　被害状況

被害なし

平成21年7月1日の大雨について

1　警報等の内容

月　　日	時　　間	内　　容
7月1日	4時55分	大雨警報発表
7月1日	6時50分	洪水警報発表
7月1日	7時10分	土砂災害警戒情報発表
7月1日	11時15分	土砂災害警戒情報解除
7月1日	12時15分	大雨・洪水警報解除

2　配備態勢

月　　日	時　　間	内　　容	配備人員
7月1日	4時55分	福岡市災害対策本部設置（水防第1配備）	355名
7月1日	12時35分	福岡市災害対策本部廃止	

3　雨量情報（　1日　4:00　～　1日　12:00　）

	市　　内	近　　隣
最大累積雨量	100．5mm（北崎公民館）	96．0mm（鳴淵ダム）
最大時間雨量	58．0mm（壱岐出張所）	82．0mm（猪野ダム）

4　河川情報　※一時的に「はん濫注意水位」を超えた河川

河川名	観測地点	はん濫注意水位（㎜）	超過時間
御笠川	筒井橋	330	8:00～9:00
那珂川	稲荷橋	190	7:40～9:40
樋井川	田島橋	260	7:20～7:40
瑞梅寺川	太郎丸橋	280	7:50～9:30

5　被害状況

（1）人的被害　：　なし
（2）床下浸水　：　1件（早良1丁目）
（3）道路冠水　：　13件
　　東区　3件（原田1丁目、香椎浜3丁目付近、雁の巣2丁目付近）
　　博多区　2件（浦田1丁目、東那珂3丁目）
　　南区　1件（五十川1丁目13番付近）
　　早良区　6件（西入部4丁目29番付近、西新2丁目西南大学グラウンド付近、賀茂1丁目次郎丸5丁目13番付近、昭代3丁目5番付近、脇山1丁目）
　　西区　1件（今宿青木）
（4）通行規制　：　4件
　　東区（志賀島循環線、海の中道アイランド線、志賀島和白線）
　　博多区（千代2丁目22番付近）

平成21年7月中国・九州北部豪雨について

1　降雨の状況

福岡市では，24日の15時頃から21時頃を中心に大雨となり，福岡空港では18時25分から19時25分の1時間に116ミリという市内での観測史上最大の雨量を記録した。これは，平成9年7月28日に福岡管区気象台観測点で記録した96．5ミリを，12年ぶりに更新したもの。

25日の昼前には一旦雨も弱まったが，26日の朝から昼過ぎにかけて再び激しい雨が降り，24日から26までの総雨量は福岡空港で，517ミリを記録した。

雨量情報		市　　内（ミリ）	近　　隣（ミリ）
24 日 ～ 25 日	最大累積雨量	空港出張所　：337.0	篠栗　：369.0
	最大時間雨量	福岡空港　　：116.0(18:25～19:25)	篠栗　：84.0(18:00～19:00)
26 日	最大累積雨量	入部出張所　：187.0	九千部：309.5
	最大時間雨量	西戸崎出張所：49.5(8:30～9:30)	九千部：76.5(10:00～11:00)

2　河川水位の状況

市内を流れる河川は，24日の18時頃から急激に水位が上がりはじめ，18時40分には，田島橋（樋井川）ではん濫危険水位を超えたのをはじめ，主要河川において，はん濫危険水位を超え始めた。

また，26日については，8時50分に稲荷橋（那珂川）ではん濫危険水位を超えたのをはじめ，主要河川において，はん濫危険水位を超えた。

日付	行政区	観測地点（河川）	はん濫危険水位（ミリ）	最高水位記録	
				水位（ミリ）	時間
24 日	城南区	田島橋（樋井川）	3，300	4，240	19:40
	西　区	橋本橋（室見川）	3，900	3，990	19:50
	中央区	稲荷橋（那珂川）	2，900	3，710	20:00
	志免町	片峰新橋（宇美川）	4，200	4，700	20:10
	東　区	原田橋（須恵川）	3，410	3，940	20:40
	博多区	那珂下原橋（御笠川）	3，900	3，950	20:40
	粕屋町	雨水橋（多々良川）	2，400	3，550	20:40
	東　区	二又瀬橋（宇美川）	2，500	4，140	20:50
25 日	中央区	稲荷橋（那珂川）	2，900	3，180	5:40
26 日	城南区	田島橋（樋井川）	3，300	3，440	10:40
	博多区	那珂下原橋（御笠川）	3，900	4，090	11:00
	西　区	橋本橋（室見川）	3，900	4，000	11:00
	中央区	稲荷橋（那珂川）	2，900	4，340	11:10
	東　区	二又瀬橋（宇美川）	2，500	3，170	11:20
	粕屋町	雨水橋（多々良川）	2，400	2，580	11:30
	東　区	原田橋（須恵川）	3，410	3，610	11:40

3 災害対策本部の主な動き

月 日	時 間	内 容
7月24日	17:09	福岡市災害対策本部設置（水防第1配備）
	19:05	配備態勢強化（各区水防第3配備）
	19:20	配備態勢強化（全局水防第3配備）
	21:15	第1回 福岡市災害対策本部会議
7月25日	14:00	第2回 福岡市災害対策本部会議
	18:30～	配備態勢を順次縮小
7月26日	6:35	配備態勢強化（水防第2配備）
	11:30	配備態勢強化（水防第3配備）
	16:00	第3回 福岡市災害対策本部会議
	17:00～	配備態勢を順次縮小
7月27日	16:00	第4回 福岡市災害対策本部会議
	18:00	配備態勢を一部縮小（総括部，中央区，城南区を除き廃止）
8月12日	19:00	配備態勢を一部縮小（城南区を廃止）
8月27日	18:00	福岡市災害対策本部廃止

※配備人員（最大）2，475名

4 避難勧告・指示の状況

今回の豪雨災害により，市内の主要河川ではん濫危険水位を超えたことや，土砂崩落等により家屋の倒壊あるいは，宅地の崩壊などの危険が生じたことから，全市で，延べ29地域，33，160世帯，63，003人に対して避難勧告・指示を行った。

○7月24日	避難勧告	5地域	3，994世帯	8，992人
○7月25日	避難勧告	1地域	2世帯	3人
○7月26日	避難勧告	22地域	29，147世帯	53，972人
	避難指示	1地域	17世帯	36人

5 避難所の状況

公民館や小学校などを避難所として，随時開設し，避難者の受け入れを行った。その後，避難者の帰宅などに伴い，8月12日19時にすべての避難所を閉鎖した。

○7月24日から7月25日の最大が，25日0時30分現在で，96箇所147名が避難
○7月26日の最大が14時現在で，51箇所214名が避難

6 被害の状況

1. 人的被害

重傷者（5名）

中央区 ： 浸水歩行中転倒（82歳女性）※博多区在住

中央区 ： 土砂災害による生き埋め（72歳男性）

南区 ： 避難中，右肩を強打し負傷（79歳女性）

城南区 ： 水害停電中，自宅階段で転倒，頸椎捻挫，右膝打撲（52歳男性）

早良区 ： 浸水時家財道具に接触し左足甲を負傷（37歳男性）

軽傷者（2名）

東　区 ： 水害復旧時の事故（57歳男性）

南　区 ： 冠水道路歩行中負傷（14歳女性）

2. 住家被害等

被害区分	全市	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
半　　壊（棟）	2	0	0	1	1	0	0	0
一部損壊（棟）	11	0	1	3	5	1	0	1
床上浸水（棟）	256	48	41	3	63	96	1	4
床下浸水（棟）	866	284	145	12	120	269	28	8
崖 崩 れ 等	125	5	20	14	25	12	15	34

（平成21年12月18日現在）

※主な浸水箇所（床上・床下浸水が10世帯以上）

東　区 ： 筥松1丁目，松田3丁目，原田1，2丁目，多の津5丁目，多々良1丁目

博多区 ： 吉塚4丁目，東月隈3丁目，浦田1丁目，板付5丁目，諸岡4丁目，井相田3丁目，昭南町3丁目，

南　区 ： 柳河内1丁目，若久3・6丁目，井尻5丁目

城南区 ： 田島1・4丁目，友丘2丁目，友泉亭，長尾1・4丁目

3. 公共施設等の被害額及び被害概要

（単位：千円）

種　別	被害額	主な被害施設・内容
道　路	418,459	道路冠水，法面崩壊，護岸崩壊　等　110箇所
河　川	104,200	法面崩壊，護岸洗堀　等　32箇所
下水道	123,000	下水管破損による道路陥没，マンホールからの雨水噴出， ポンプ室浸水　等　5箇所
公園・緑地	82,000	土砂・漂着ごみ堆積，公園施設損壊，床上浸水　等 公園　39箇所，街路　3箇所
農業用施設	166,305	ため池：法面崩壊，土砂堆積　6箇所 農道：法面崩壊，土砂堆積　31箇所 水路：水路内土砂堆積　11箇所 井堰：一部損壊，土砂堆積　13箇所　等
農　地	80,662	法面崩壊等　　89箇所
林　道	65,104	法面崩壊　等　30路線71箇所
港　湾	54,200	港湾施設土砂堆積　1箇所 海岸法面崩壊　1箇所 ごみ，流木等漂着
その他	153,101	市民の森，油山牧場：法面崩壊，土砂崩れ　等 取水場等：流木堆積，法面崩壊　等 油山青年の家：擁壁破損，法面崩壊，土砂流出　等　　など
合　計	1,247,031	

※別途，都市基盤河川改修事業により，周船寺川護岸工事あり。　　297，000千円

（平成21年9月3日現在）

平成２２年２月２８日の津波注意報について

１　経緯

●2／27（土）15：34 頃　南米チリで大地震発生　マグニチュード 8.6
21：18　防災・危機管理課は、情報収集体制
●2／28（日）　8：07　防災・危機管理課職員登庁（注意報体制：３名）
9：05　県消防防災課に市の体制を連絡
（県は災害警戒本部体制）
9：33　福岡県に津波注意報発令
・福岡県日本海沿岸　津波到達予想時刻　21：30
・博多港　〃　23：00
満潮時刻　21：52
13：30　福岡市災害対策本部を設置（地震第１配備）
【各区、農林水産局、道路下水道局、港湾局、消防局】
配備人員（16：00 現在）…151 名（消防署含む 380 名）
15：00　災害対策本部総括部より広報を指示
（広報車により沿岸、川沿い等に注意喚起）
16：30　沿岸部は消防ヘリが広報開始
（小呂、能古、玄界は、消防団に広報依頼）
22：30　沿岸及び川沿い等をパトロール
23：36　福岡県日本海沿岸津波注意報解除
●3／１（月）　0：05　福岡市災害対策本部廃止

２　各局・区の主な対応

（１）各区
広報車により注意喚起及びパトロール（１５台出動）

（２）港湾局
広報車により注意喚起及びパトロール
百道浜、マリナタウンの海浜公園及び小戸ヨットハーバーの指定管理者に連絡し、１７時から立入禁止措置を指示。（※注意報解除に伴い、立入禁止措置を解除）

（３）消防局
消防車、ヘリにより注意喚起及びパトロール

（４）農林水産局
福岡市漁業協同組合へ注意喚起及び情報提供

（５）道路下水道局
西区周船寺川の河口付近の工事現場をパトロール

３　市内の被害状況
被害なし

資料　2

福岡市地域防災計画　修正案概要

配備態勢や支援態勢の見直し

○主な項目
・大雨・洪水注意報等発表時における「警戒本部」の設置
・総括部・各部・区災害対策本部の連携体制強化，事務分掌の見直し（資料編）
・緊急時職員参集システムの機能強化

浸水対策の充実・強化

○主な項目
・「雨水整備レインボープラン天神及び博多」の推進
・被災河川流域における治水対策の推進
・水防倉庫の増設（資料編）
・土のう配備方針の策定（地域への土のう配備と土のう袋の配布）
・浸水ハザードマップ（仮称）の作成

連携体制や職員研修の充実・強化

○主な項目
・平常時における全庁的な「災害予防対策会議」の設置
・災害時における防災関係機関との「連絡会議」の設置
・「災害復旧・復興本部」の設置に至らない場合の「災害復旧・支援対策会議」の設置
・防災担当職員研修の充実・強化
・各局・区・室における職員の訓練・研修の実施
・緊急時職員参集システム操作確認訓練の実施

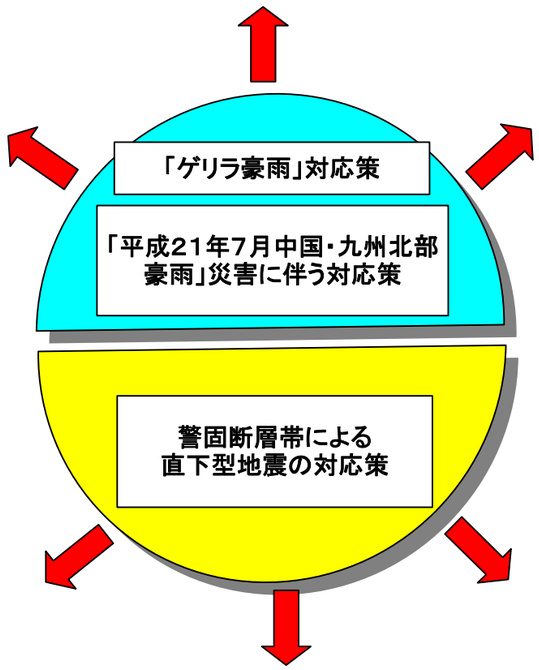

情報通信機能の拡充

○主な項目
・災害対応支援システムの機能強化
・防災気象情報システム等の整備拡充
・防災メールの改良
・防災行政無線等不感地帯への衛星携帯電話の設置
・デジタル防災行政無線の整備拡充
・J－ALERT（全国瞬時警報システム）と防災行政無線の連動

災害時応援協定の締結推進

○新たに締結された項目
・博多駅地区における大型ビジョンの活用に係る協定の締結
・社会福祉協議会とボランティア活動に関する協定の締結
・NPO法人コメリ災害対策センターと物資の供給に関する協定の締結
・森永製菓（株）と菓子の供給に関する協定の締結
・福岡県バス協会と緊急輸送手段に関する協定の締結
・福岡県トラック協会と緊急輸送手段に関する協定の締結
・社団法人福岡市西部土木建設協力会と防災活動に関する協定の締結
・社団法人福岡市舗装協会と防災活動に関する協定の締結
・福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定の締結
・リース業者と仮設トイレ等の確保・設置に関する協定の締結

「平成21年7月中国・九州北部豪雨」の状況

○市内の降雨状況
・時間最大雨量　福岡空港　116．0ミリ（市内での観測史上最大の雨量）
○河川水位の状況（はん濫危険水位突破箇所）
・7月24日　8箇所　・7月25日　1箇所　・7月26日　7箇所
○被害の状況
・人的被害　重傷者　5名，軽傷者　2名
・住家被害　半壊　2棟，一部損壊　11棟
床上浸水　256棟，床下浸水866棟
○避難勧告・指示の状況
・7月24日 避難勧告　5地域　3，994世帯　8，992人
・7月25日 避難勧告　1地域　2世帯　3人
・7月26日 避難勧告　22地域　29，147世帯　53，972人
避難指示　1地域　17世帯　36人
○公共施設等の被害額
・1，247，031千円

避難対策の充実・強化

○主な項目
・避難準備情報・勧告・指示発令の判断基準の見直し
・臨時避難所を開設する場合の運用基準の策定
・避難場所標識板の表記方法の改善（4カ国語）
・災害時の博多駅地区における大型ビジョンの活用による情報伝達の充実
・土砂災害警戒区域の指定に向けた基礎調査の実施

警固断層帯被害想定　（H19.6福岡県）

○想定条件
・地震規模　M7.0～M7.2　・市内震度　6強
○人的及び建物被害が前回に比べて大幅に増
・死者　681～754人
・負傷者　4,836～5,151人
・避難者　41,826～46,493人
・建物全壊　9,263～10,285棟
・建物半壊　11,357～11,928棟
・火災　31～34件
・延焼消失　146～174棟

※従来の被害想定
・地震規模　M6.5　・震度　4～6弱
・死者　77人　・建物全壊　1,055棟

資料３

平成２２年度　福岡市地域防災計画

修　　正　　案

１　風水害対策編（　１～１２）
２　震 災 対 策 編（１３～２０）

福岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

項　目	頁	現　行	修　正　案	修　正　理　由
第１章　総　則 **第２節　防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱**	2	**１　市の処理すべき事務の大綱**	**１　福岡市防災会議** 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び福岡市防災会議条例（昭和 38 年福岡市条例第 21 号）に基づいて設置された機関であり，本市における防災に関する基本方針及び基本計画を作成し，その実施を推進する。 ～以下省略～ **２　市の処理すべき事務の大綱**	福岡市防災会議の掲載場所の変更によるもの。 第３章「災害応急対策計画」第１節「応急活動体制」からの変更。
第１章　総　則 **第２節　防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱** **７　指定公共機関及び指定地方公共機関**	4	**７　指定公共機関及び指定地方公共機関** (2)　西日本旅客鉄道株式会社（福岡支社） (12)　特定非営利活動法人福岡県水難救済会	**８　指定公共機関及び指定地方公共機関** (2)　西日本旅客鉄道株式会社（新幹線管理本部福岡支社） (12)　社団法人福岡県水難救済会	管理箇所変更及び名称修正のため。
第１章　総　則 **第３節　市民及び事務所の責務** **１　市民の責務**	6	**１　市民の責務** 市民は，自らの安全は自らが守るとの観点に立って，日常から災害を想定して風水害等に備える。	**１　市民の責務** 市民は，自らの安全は自らが守るとの観点に立って，日常から災害時の家族の連絡方法，避難先，避難経路等を確認し，非常時の食料・水・日用品等の非常持ち出し品を確保しておくとともに，地域での自主防災組織などによる防災訓練等に参加するなど，風水害等に備える。	震災対策編の構成に準じて変更するもの。
第１章　総　則 **第５節　防災計画の修正**	6	この計画は，災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年定期的に検討を加え，必要があると認められるときは修正する。 その際には，男女共同参画の視点を持って検討を行う。	この計画は，災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年定期的に検討を加え，必要があると認められるときは修正する。 その際には，男女共同参画の視点や高齢者，障がい者，外国人，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者に対する配慮に留意するなど，人権尊重の視点に立って検討を行う。	防災計画の修正にあたっては，人権尊重の視点に立って検討を行う旨を追記するもの。
第２章　災害予防計画 **第１節　災害予防** **第１　風水害予防**	7	**１　河川整備計画** 本市域内には，24 水系，130 本の河川があり，県知事管理河川と市長管理河川に区別される。二級河川は多々良川，御笠川，那珂川，樋井川，室見川，十郎川，瑞梅寺川等 42 本延長 143.4km，準用河川は香椎川，一本松川，博多川，那珂古川等 25 本延長 49.6km，普通河川は板屋川，長尾川，大谷川，小田川等 63 本延長 65.8km であり，あわせて本市河川の総延長は 258.8km である。 本市は地形が平坦であり，地下空間の浸水など都市型水害の危険性が指摘されている。そのため，都市排水の立場から下水道整備事業と併行して河川の拡幅，付替等総合的な治水計画を策定し，早期整備を図る。 なお，平成 11 年６月 29 日の水害で河川激甚災害対策特別緊急事業の採択を受けた御笠川の改修について，平成 15 年７月 19 日に再度の水害にみまわれたため，改修計画が見直され，平成 19 年度に完成している。 **２　下水道整備計画** (2)　実施計画 ②　浸水対策 現在，早期の浸水被害軽減を目指し，平成 11 年６月 29 日の浸水被害を踏まえた「雨水整備Ｄｏプラン」に基づき，被害が重大であった 59 地区について，早期の浸水被害軽減を目指し，重点的に浸水対策を推進している（平成 19 年度末で 23 地区の対策が完了）。さらに，平成 15 年７月 19 日の大雨により二度目の浸水被害が発生した博多駅周辺地区については，「雨水整備レインボープラン博多」を策定し，これまでの流下型による雨水対策に加えて，貯留・浸透により雨水流出抑制を図ることとし，平成 16 年度より緊急的，重点的に進めている。	**１　河川整備計画** 本市域内には，26 水系，132 本の河川があり，県知事管理河川と市長管理河川に区別される。二級河川は多々良川，御笠川，那珂川，樋井川，室見川，十郎川，瑞梅寺川等 42 本延長 143.4km，準用河川は香椎川，一本松川，博多川，那珂古川等 25 本延長 49.6km，普通河川は板屋川，長尾川，大谷川，小田川等 65 本延長 66.4km であり，あわせて本市河川の総延長は 259.5km である。 本市は地形が平坦であり，地下空間の浸水など都市型水害の危険性が指摘されている。そのため，都市排水の立場から下水道整備事業と併行して河川の拡幅，付替等総合的な治水計画を策定し，早期整備を図る。 また，浸水被害など市民生活に直接影響を及ぼす災害からハード・ソフト面の検討を行い，短期・中期について対策を実行する。 なお，平成 11 年６月 29 日の　～　中略　～　平成 19 年度に完成している。 **２　下水道整備計画** (2)　実施計画 ②　浸水対策 現在，早期の浸水被害軽減を目指し，平成 11 年６月 29 日の浸水被害を踏まえた「雨水整備Ｄｏプラン」に基づき，被害が重大であった 59 地区について，早期の浸水被害軽減を目指し，重点的に浸水対策を推進している（平成 20 年度末で 30 地区の対策が完了）。さらに，平成 15 年７月 19 日の大雨により　～　中略　～　重点的に進めている。 天神周辺地区については，地下空間が高度に発達し，都市機能や都市資産が集積しており，浸水被害が発生した場合の影響が甚大であるため，「雨水整備レインボープラン天神」を策定し，平成 21 年度より本格的に着手している。	「平成 21 年７月中国・九州北部豪雨」災害の対策事業を追記するもの。
第２章　災害予防計画 **第１節　災害予防** **第４　土砂災害予防**	13	**５　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定** 福岡県において「土砂災害防止法」に基づき，現在，区域指定に向けての基礎調査を進めている。指定を受けた場合，本市では情報伝達・警戒避難体制に関する事項を定め，円滑な避難が行われるために必要な事項を住民に周知させるための措置を行う。	**５　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定** 福岡県において「土砂災害防止法」に基づき，平成 22 年度から，福岡市域での区域指定に向けての基礎調査が進められることとなっている。指定を受けた場合，本市では情報伝達・警戒避難体制に関する事項を定め，円滑な避難が行われるために必要な事項を住民に周知させるための措置を行う。	福岡県による土砂災害警戒区域基礎調査の実施に伴い内容を変更するもの。

福岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

項　目	頁	現　行	修 正 案	修 正 理 由
第２章　災害予防計画 **第１節　災害予防** **第７　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置**	19	**３　浸水想定避難図の作成** 福岡県から浸水想定区域図が公表された河川については，浸水想定避難図（洪水ハザードマップ）を作成し，浸水が想定される流域校区の世帯に配布するとともに，区役所，本庁舎で配布する。	**３　浸水想定避難図の作成** 福岡県から浸水想定区域図が公表された河川については，浸水想定避難図（洪水ハザードマップ）を作成し，浸水が想定される流域校区の世帯に配布するとともに，区役所，本庁舎で配布する。 なお，今後のハザードマップの作成については，「平成21年7月中国・九州北部豪雨」災害における課題等を踏まえ，河川のはん濫区域に内水被害も含め，市民にとって，よりわかりやすく災害時の避難行動や自主防災組織の活動などに，より一層役立つ浸水ハザードマップ（仮称）を平成22年度に作成し，平成23年の梅雨時期前に市民へ配布する。	洪水ハザードマップの改善に伴い内容を変更するもの。
第２章　災害予防計画 **第２節　防災体制の整備** **第１　災害時活動体制の整備**	26	**第２節　防災体制の整備** 災害に備え，市の災害時の体制を充実するため，職員の能力の向上，組織等の運用方法の充実，情報収集・伝達体制の整備を行う。 **第１　災害時活動体制の整備** 災害に備え，市の災害時の対応体制を充実するため，職員の防災活動能力の向上，災害対策本部体制の充実，広域応援体制の充実を図っていく。 **１　職員の防災活動能力の向上** (3) 防災訓練 職員の防災活動能力の向上のため，年１回以上，市総合防災訓練を行うほか，各所属等において必要な訓練を実施する。 (4) 職員研修 職員の防災意識・活動能力の向上を図るため，すべての職員を対象とした防災・危機管理研修を年間1,000人を目標に実施しているほか，新規採用職員・防災担当職員・新任係長・新任課長への防災・危機管理研修を実施していく。	**第２節　防災体制の整備** 災害に備え，市の災害予防及び災害時の体制を充実するため，職員の能力の向上，組織等の運用方法の充実，情報収集・伝達体制の整備を行う。 **第１　災害予防及び災害時活動体制の整備** 災害に備え，市の災害予防及び災害時の対応体制を充実するため，職員の防災活動能力の向上，災害対策本部体制の充実，広域応援体制の充実を図っていく。 **１　災害予防対策会議** 危機管理監は，風水害・震災への事前対策として，年度当初など定期的に，福岡市災害対策本部実施要綱第17条（資料編〇〇頁）に基づく災害予防対策会議を開催する。 災害予防対策会議では，主に各部における担当業務の確認及び役割分担等に関することや地域防災計画の実施推進及び内容の検討，修正事項に関することなどについて，協議する。 **２　職員の防災活動能力の向上** (3) 訓練の実施 職員の防災活動能力の向上を図るため，各局・区・室において「防災に関する訓練・研修」を年１回以上実施し，意識啓発，初動対応の確認等を行う。 (4) 職員研修の実施等 ①　各局・区・室における防災担当職員を対象に災害に即した防災・危機管理研修を実施する。 ②　新規採用職員や新任係長，新任課長など，職位に応じた防災・危機管理研修を実施する。 ③　職員の防災意識・活動能力の向上を図るため，すべての職員を対象とした防災・危機管理研修を年間1,000人を目標に実施する。 ④　日頃からの防災意識の向上及び迅速な初動体制の確立を図るため，全職員に対して，ポケット版「防災のてびき」を随時更新し，配布する。	「災害予防対策会議」の設置に伴い追記するもの。 市職員の訓練・研修内容の見直しに伴い内容を変更するもの。

福岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

項　目	頁	現　行	修 正 案	修 正 理 由
第２章　災害予防計画 **第２節　防災体制の整備** **第２　情報収集・伝達体制の整備**	27	**４　無線等の整備計画** (1) 防災行政無線 ① 無線機の整備 緊急時の通信手段として，平成４年度から防災無線を整備し，現在 798 局にて運用を行っている。現行のアナログ方式無線は，電波法の周波数割当計画に基づき，平成 23 年５月に使用期限が来るため，平成 20 年度から 22 年度の３か年でデジタル防災無線の整備工事を実施し，デジタル化による更なる利便性の向上，並びに災害時の情報収集・伝達体制のより一層の強化を図る。 ② デジタル防災無線の整備に併せ全小学校に防災無線を配備する。 ③ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災無線設備の連動を可能にする。（平成 22 年度設備工事予定） ④ デジタル防災無線の利便性，機能性を十分発揮できる運用・管理体制を整備する。	**４　無線等の整備計画** (1) 防災行政無線 ① 無線機の整備 緊急時の通信手段として，平成４年度からアナログ式防災無線を整備し，平成７年度から全面運用を開始したが，電波法の周波数割当計画に基づき，平成 23 年５月に使用期限が来るため，平成 20 年度から 22 年度の３か年でデジタル防災無線の整備工事を実施し（平成 21 年度末で 608 局にて運用），デジタル化による更なる利便性の向上，並びに災害時の情報収集・伝達体制のより一層の強化を図る。 ② デジタル防災無線の整備に併せ全小学校に防災無線を配備する。 ③ 弱不感地帯の地域については，衛星携帯電話を配備し，非常時の連絡手段を確保している。 ④ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災無線設備の連動を可能にする。（平成 22 年度設備工事予定） ⑤ デジタル防災無線の利便性，機能性を十分発揮できる運用・管理体制を整備する。	デジタル防災行政無線整備計画の進捗に伴い内容を変更するもの。
第２章　災害予防計画 **第２節　防災体制の整備** **第４　防災訓練**	28	**第４　防災訓練** 災害対策基本法に基づき，災害応急対策の安全遂行を図るため，関係機関が緊密な連携をとり，総合的かつ計画的に，多くの職員，市民が参加できる訓練を実施する。 **１　実地訓練** 自然災害を想定して 5～6 月に市防災組織が防災関係機関と連携し，災害に迅速・的確な活動ができるよう個別訓練あるいは総合訓練を実施する。 (1) 訓練内容 ⑦ 非常招集（参集）訓練	**第４　防災訓練** 災害対策基本法に基づき，災害応急対策の安全遂行を図るため，関係機関が緊密な連携をとり，総合的かつ計画的に，多くの職員，市民が参加できる訓練を実施する。 **１　実地訓練** 自然災害を想定して 5～6 月に区役所が主体となり，防災関係機関・団体及び地域と連携し，災害に迅速・的確な活動ができるよう個別訓練あるいは総合訓練を実施する。 (1) 訓練内容 ⑦ 緊急時職員参集システム操作確認訓練 毎年，出水期前に職員の災害対応への意識向上を目指すとともに，災害発生時の本市の初動対応の強化図るため参集システム操作確認訓練を実施する。 ⑧ 非常招集（参集）訓練	緊急時職員参集システム操作確認訓練の実施に伴い追記するもの。
第３章　災害応急対策計画 **第１節　応急活動体制** **第１　組織及び編成**	39	**第１節　応急活動体制** **第１　組織及び編成　（各局・区）** 災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合における災害応急対策を実施するための組織及び編成に関する計画である。 **１　福岡市防災会議** 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び福岡市防災会議条例（昭和 38 年福岡市条例第 21 号）に基づいて設置された機関であり，本市における防災に関する基本方針及び基本計画を作成し，その実施を推進する。 ～以下省略～ **２　福岡市災害対策本部** 福岡市災害対策本部（以下「本部」という。）は，災害対策基本法及び福岡市災害対策本部条例（昭和 38 年福岡市条例第 22 号）に基づいて，災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合において防災活動の強力な推進を図るため臨時に設置される市の機関の一つである。	**第１節　応急活動体制** 市が災害応急対策を実施するに当たって，早期に指揮命令系統を確立するとともに，活動を行う組織体制の確立，職員等の動員・柔軟な配備，関係機関等への速やかな応援要請等を行う。 **第１　福岡市災害対策本部等** 福岡市災害対策本部（以下「本部」という。）は，災害対策基本法及び福岡市災害対策本部条例（昭和 38 年福岡市条例第 22 号）に基づいて，災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合において防災活動の強力な推進を図るため臨時に設置される市の機関の一つである。 **１　本部の設置等** (1) 本部の設置 本部は，福岡市地域内に災害が発生し，又は発生するおそれがある場合，具体的には警報等が発表されたとき，市長の権限において設置する。 (設置基準) ① 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく暴風，大雨，洪水，又は高潮警報等が発表され，総合的な対策を必要とするとき。 ② 大規模な火災，爆発その他重大な災害が発生し，総合的な応急対策を必要とするとき。	震災対策編の構成に準じて内容を変更するもの。

福岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

項　目	頁	現　行	修 正 案	修 正 理 由
第３章　災害応急対策計画 **第１節　応急活動体制** **第１　組織及び編成**	39	(1) 本部の設置 本部は，福岡市地域内に災害が発生し，又は発生するおそれがある場合，具体的には警報等が発表されたとき，市長の権限において設置する。 (設置基準) ① 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風，大雨，洪水，又は高潮警報等が発表され，総合的な対策を必要とするとき。 ② 大規模な火災，爆発その他重大な災害が発生し，総合的な応急対策を必要とするとき。 ③ その他災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合であって，特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。 (2) 本部の廃止 本部の廃止は，市長の判断に基づき，予想された災害の危険が解消したと認められたとき，又は災害発生後における災害応急対策が完了したと認められたとき廃止する。（災害の規模，種類等によっては，部分的廃止もある。） (3) 本部の設置及び廃止の公表 本部の設置又は廃止したときは市職員及び必要がある関係指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関，県，その他防災関係機関，又は地域一般住民に対し適当な方法で周知する。 (4) 本部の組織機構及び編成 ① 本部長及び職務権限の代行 市長を本部長，副市長を副本部長とする。本部長不在時は，副本部長が職務を代理し，その順序は，福岡市長職務代理者規則に定める順序とする。なお，本部長，副本部長不在時の順序は，別に定める。 ② 本部会議 1）本部会議は，本部長，副本部長，福岡市事務分掌条例（昭和33年福岡市条例第39号）に定める各局の長，消防局長，水道事業管理者，交通事業管理者，教育長，市議会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，会計管理者，その他本部長が必要と認める者をもって構成し，災害対策に関する重要な事項について協議する。 2）本部会議は，必要に応じ本部長が招集し，本部長が議長となる。 ③ 本部の組織 本部に，部及び区本部を置き，部は部長，副部長，班長及び班員を，区本部は区本部長，区副本部長，班長及び班員をもって各々構成する。 ○ 福岡市災害対策本部組織表（資料編48頁） ○ 福岡市災害対策本部事務分掌表（資料編50頁） ④ 防災主任及び防災副主任 防災主任及び防災副主任は各部長及び各区本部長があらかじめ指名する職員をもってあて，所管の被害状況，応急対策の実施状況，その他災害対策活動に必要な情報をとりまとめ，本部長に連絡するとともに本部長の指令その他の連絡事項を所管の部に伝達し，防災態勢の確立を図る。なお，災害対策本部の各部・区本部に防災主任を中心とする情報班を設置する。 (5) 災害対策本部室 本庁舎７階に「災害対策本部室」を設置し，水防第２配備に移行した段階で，災害対策本部の警備部（消防局）職員を，第３配備からは各部の総務・情報班から１名を本部要員として配置し，本部と各部との連絡調整にあたる。 区本部との連絡調整については，総括部の職員を各区毎に本部要員として配置する。	③ その他災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合であって，特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。 なお，本部の設置を迅速に行うため，気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく大雨，洪水注意報や暴風雪警報の発表時において，市民局防災・危機管理課内に警戒本部を設置し，情報の収集などの業務にあたるものとする。 (2) 本部設置及び廃止の周知 本部を設置又は廃止したときは，各区その他の本市の機関並びに県，関係地方行政機関，指定公共機関，報道機関等へ通知する。 (3) 本部の廃止 本部は，災害応急対策が終結したと判断されたときに廃止する。（災害の規模，種類等によっては，部分的廃止もある。） **２　本部の組織及び運営** (1) 本部の編成 ① 本部長及び職務権限の代行 市長を本部長，副市長を副本部長とする。本部長不在時は，副本部長が職務を代理し，その順序は，福岡市長職務代理者規則に定める順序とする。なお，本部長，副本部長不在時の順序は，別に定める。 ② 本部会議 1) 構 成 員 本部長，副本部長，各部長 その他本部長が必要と認める者 2) 所掌事務 本部の活動の重要事項について協議し，決定し，全体活動の統一を保持する。 3) 会　　議 ・災害状況等に応じて，本部長が招集し，本部長が議長となる。 ・災害状況・被害状況の把握，応急活動の方針，応援要請等について決定する。 ③ 本部の構成 本部に，部及び区本部を置き，部は部長，副部長，班長及び班員を，区本部は区本部長，区副本部長，班長及び班員をもって各々構成する。 ○ 福岡市災害対策本部組織表（資料編○○頁） ○ 福岡市災害対策本部事務分掌表（資料編○○頁） ④ 防災主任及び防災副主任 1) 防災主任及び防災副主任は，各部及び区災害対策本部ごとにあらかじめ指名する職員を以て充てる。 2) 防災主任及び防災副主任は，その属する部の被害状況，応急対策の実施状況，その他災害対策活動に必要な情報を取りまとめて総括部に報告し，及び対策指令その他連絡事項を部内に伝達する。 ⑤ 各部連絡員 本庁舎７階に「災害対策本部室」を設置し，水防第２配備に移行した段階で，災害対策本部の警備部（消防局）職員を，第３配備からは各部の防災副主任から１名を本部要員として配置し，本部と各部との連絡調整にあたる。 区本部との連絡調整については，総括部の職員を各区毎に本部要員として配置する。	大雨・洪水注意報時における「警戒本部」の設置に伴い追記するもの。

福岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

項　目	頁	現　行	修 正 案	修 正 理 由
第３章　災害応急対策計画 **第１節　応急活動体制** **第１　組織及び編成**	39	(6)　災害ボランティアセンター ①　災害ボランティアセンターの設置 災害の状況に応じ，ボランティア活動の調整を行う必要がある場合は，災害ボランティアセンターを設置する。 ②　災害ボランティアセンターの設置場所 災害ボランティアセンターは，原則として福岡市社会福祉協議会に設置する。また，災害の状況に応じて区社会福祉協議会等にも設置する。 ③　所掌事務 一般ボランティアの需給調整及びボランティア活動に関する情報収集と発信 **３　地区連絡会議** 地区連絡会議の定期的な会議の場の設置に努めるとともに，区役所と消防署間で防災対策上の取り決めを行う。また，行政区毎の防災訓練を実施する。会議及び訓練実施後は，市民局防災・危機管理課へ結果報告を行う。 さらに，災害時の交通対策等のため，警察との連携を図っていく。	(2)　関係機関との調整 ①　連絡会議 1)　市全体の防災活動の遂行のため，必要に応じて連絡会議を開催する。 2)　連絡会議は，福岡市防災会議委員のうち，必要と認める者をもって組織し，災害に関する情報の収集，関係機関との連絡調整，緊急措置に関する計画の作成・実施等を行う。 ②　防災関係機関 1)　福岡県，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関，関係地方公共団体等との連絡・調整を行う。 **３　区災害対策本部** (1)　区災害対策本部の設置 災害対策本部を設置したときは，各区の区域内の災害応急活動を実施するため，区災害対策本部を設置する。 (2)　区災害対策本部の設置場所 区災害対策本部は，各区役所庁舎内に設置する。 (3)　区災害対策本部の組織 ①　区災害対策本部長　区長 ②　区災害対策副本部長　区政推進部長，市民部長，地域整備部長，保健福祉センター所長及び保健福祉センター副所長，今宿出張所長（博多区においては総務部長，地域支援部長，地域整備部長，保健福祉センター所長及び保健福祉センター副所長） ③　区災害対策本部会議 1)　構成 ・区災害対策本部長 ・区災害対策本部副本部長 ・区災害対策本部各班長 2)　所掌事務 ・区災害対策本部の活動の重要事項について協議し，決定し，区災害対策本部全体の活動の統一を保持する。 3)　会議 ・会議は，区災害対策本部長が召集する。 ・区災害対策本部を設置したときは，速やかに開催するものとし，災害状況・被害状況の把握，応急活動の方針，応援要請等について決定する。 ・災害状況に応じて，随時又は定期に開催する。 ④　区災害対策本部の構成 1)　区災害対策本部に各班をおく。 2)　区災害対策本部の各班は，災害対策本部の統轄のもと，区災害対策本部長の指揮により，各区の区域内の災害応急事務を遂行する。 ⑤　地区連絡会議 1)　区域内の災害対策について協議するため，必要に応じて，地区連絡会議を招集する。 2)　地区連絡会議は，必要と認める者をもって組織し，災害に関する情報の収集，関係機関との連絡調整，緊急措置に関する計画の作成・実施等を行う。 3)　会議における議決事項は速やかに本部長に報告を行う。	「連絡会議」の設置に伴い追記するもの。

福岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

項　目	頁	現　行	修 正 案	修 正 理 由
第３章　災害応急対策計画 第１節　応急活動体制 第２　職員の動員・配備	43	**２　配備の方法** (2) 職員に対する伝達 ①　職員の配備は，配備編成表に基づき各部長が配備態勢に応じて行う。	**２　配備の方法** (2) 職員に対する伝達 ①　職員の配備は，配備編成表に基づき各部長が配備態勢に応じて行う。 なお，災害状況により，各局・区・室において配備態勢を強化する場合は，総務担当課が緊急時職員参集システムにより行う。また，その際は，必ず市災害対策本部総括部との協議を行う。	緊急時職員参集システムの機能強化に伴い追記するもの。
第３章　災害応急対策計画 第２節　情報の収集・伝達 ２　福岡県の防災気象情報システムからの情報等 ４「河川水位情報」の通報体制等	49	**２　福岡県の防災気象情報システムからの情報等** 福岡県防災・行政情報通信ネットワークと結び広域的で精度の高い気象情報（一般気象，台風，高潮等）と市内の雨量情報等を監視・処理し，降雨予測が可能となる情報システムにより防災体制の強化に資する。 また，これらの情報は，職員・市民に対する防災情報の早期周知を行うシステムの構築に資する。 **４　「河川水位情報」の通報体制等** 県との連携を強化し，雨量・河川水位（自動監視），ダムの放流等に関する情報を即時に収集できる体制を整え，災害対策本部室で一元的に受信する。	**２　防災気象情報システムからの情報等** 福岡市防災気象情報システムにより，雨量や河川水位情報を収集するとともに，福岡県との連携を強化し，雨量・河川水位（自動監視），ダムの放流等に関する情報を即時に収集できる体制を整備する。 収集した情報については，迅速・的確な防災活動や住民の避難準備行動を支援するため，ホームページや防災メールなどにより，適切に情報提供を行う。	項目及び内容の整理に伴い変更するもの。
第３章　災害応急対策計画 第２節　情報の収集・伝達 ５　被害情報等の収集・伝達	49	**５　被害情報等の収集・伝達** (1) 収集・報告の要領 災害に伴う災害情報，被害状況の収集及び報告については法令等に特別の定めがある場合のほか，以下に定めるところによる。従って，各部の防災主任は，あらゆる手段を用いて状況を収集把握し，被害状況が確定するまでの間，災害対策本部あて報告するものである。 なお，これら収集及び報告は，災害対策の基礎資料となるものであるから迅速かつ的確に実施することを要する。 次に掲げる事項についても調査報告を行う。 ①　災害の概況（原因，とき，ところ） ②　消防，水防機関等の出動状況 ③　避難の準備勧告又は指示の状況 ④　住民の避難の状況 ⑤　救助活動の状況 ⑥　応急措置の状況 ⑦　その他必要な事項 (2) 県等への報告 (3) 災害による被害・収集マニュアル	**４　被害情報等の収集・伝達** (1) 収集・報告の要領 災害に伴う災害情報，被害状況の収集及び報告については法令等に特別の定めがある場合のほか，以下に定めるところによる。従って，各部の防災主任は，あらゆる手段を用いて状況を収集把握し，被害状況が確定するまでの間，福岡市災害対応支援システム等により災害対策本部あて報告するものである。 なお，これら収集及び報告は，災害対策の基礎資料となるものであるから迅速かつ的確に実施することを要する。 次に掲げる事項についても調査報告を行う。 ①　災害の概況（原因，とき，ところ） ②　消防，水防機関等の出動状況 ③　避難の準備勧告又は指示の状況 ④　住民の避難の状況 ⑤　救助活動の状況 ⑥　応急措置の状況 ⑦　その他必要な事項 (2) 情報の入力 各部及び各区災害対策本部は，それぞれが所管する被害状況等を「災害対応支援システム」により入力する。 なお，入力の際は，「災害対応支援システム」の入力情報を確認するとともに，関係部署と連携し情報の重複入力とならないよう努める。 (3) 県等への報告 (4) 災害による被害・収集マニュアル	福岡市災害対応支援システムの機能強化に伴い追記するもの。

福岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

<table>
<tr><th>項　目</th><th>頁</th><th>現　行</th><th>修 正 案</th><th>修 正 理 由</th></tr>
<tr>
<td>第３章　災害応急対策計画
第６節　避難対策
２　避難勧告等の発令の判断基準</td>
<td>61</td>
<td>
２　避難勧告等の発令の判断基準
避難準備情報，避難の勧告及び指示を行う場合，気象警報等や水位状況等を参考に，災害の推移によって，次のように基準を定める。
(1) 避難準備情報
要援護者など，特に避難行動に時間を要する市民が避難行動を開始しなければならない段階であり，人的被害の発生する可能性が高まった状況において，避難準備情報を発令する。
(2) 避難勧告
通常の行動を行うことができる市民が避難行動を開始しなければならない段階であり，人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況において，避難勧告を発令する。
(3) 避難指示
①　前兆現象の発生や，現在の切迫した状況から，人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況において，避難指示を発令する
②　堤防の隣接地等，地域の特性等から，人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況において，避難指示を発令する
③　その他，人的被害の発生した状況など。
(4) 指定河川における避難勧告等の判断基準
①　避難準備情報
時間降雨量30mm以上が２時間以上継続し，指定河川に設置した河川の水位がはん濫注意水位を突破した場合，その河川流域に避難準備情報を発表する。
②　避難勧告
避難準備情報発表後，さらに降雨が継続し，河川の水位がはん濫危険水位を突破したときは，避難勧告を発表するとともに，サイレンを鳴らす。
③　指定河川及びその水位観測所
<table>
<tr><th>水　　系</th><th>河川名</th><th>水位観測所</th></tr>
<tr><td>御笠川水系</td><td>御笠川</td><td>山王橋　隅田橋</td></tr>
<tr><td rowspan="2">多々良川水系</td><td>須恵川</td><td>原田橋</td></tr>
<tr><td>宇美川</td><td>二又瀬橋</td></tr>
</table>
④　サイレン設置箇所
<table>
<tr><th>水　系</th><th>サイレン設置箇所</th><th>箇所数</th></tr>
<tr><td>御笠川水系</td><td>博多消防署堅粕出張所，堅粕小学校
博多体育館，御笠川浄化センター
博多消防署板付出張所，隅田集会所
博多消防団金隈格納庫</td><td>７カ所</td></tr>
<tr><td>多々良川水系</td><td>筥松北公園，原田ポンプ場，社領南公園</td><td>３カ所</td></tr>
</table>
</td>
<td>
２　避難勧告等の発令の判断基準
避難準備情報，避難の勧告及び指示を行う場合，気象警報等や水位状況等を参考に，災害の推移によって，次のように基準を定める。
(1) 避難勧告等を行う場合の判断基準を次のとおり定める。
<table>
<tr><th>区分</th><th>水　害</th><th>土砂災害</th></tr>
<tr><td>避難準備情報</td><td>□避難勧告・指示の発令には至らないものの，人的被害の発生する可能性が高まっており，避難に時間のかかる者に避難を促す必要がある場合。
□時間降雨量４０mm以上が２時間以上継続し，河川に設置した各水位観測箇所の水位がはん濫注意水位に到達し（洪水予報河川で「はん濫注意情報」が発表），かつ今後の気象情報等を勘案して，水位の上昇が見込まれる場合。</td><td>□土砂災害の前兆現象が発見された場合
※前兆現象は，斜面から小石がぱらぱら落ちる，湧き水が濁る，渓流が急に濁る，雨が降っているのに水位が下がるなどの現象。</td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td>□通常の行動を行うことができる者が避難行動を開始しなければならない段階で，人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合
□水位情報周知河川の水位が避難判断水位に到達し（洪水予報河川で「はん濫警戒情報」が発表），さらに水位の上昇が予想される場合。
□河川監視，地域，消防署・団等からの浸水情報を確認した場合。</td><td>□前兆現象が発見された場合。
□福岡市内の地域に記録的短時間大雨情報が発表された場合。
□福岡市に土砂災害警戒情報が発表された場合。</td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td>□河川に設置した各水位観測箇所の水位がはん濫危険水位に達した場合に堤防の隣接地等，地域の特性等から，人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された場合。
□流域の排水ポンプ場が停止した場合や堤防本体の亀裂，大規模漏水等を確認した場合。
□人的被害の発生した状況など。</td><td>□近隣で土砂災害が発生し，被害拡大のおそれがあるとき。</td></tr>
</table>
【留意すべき事項】
※「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨」時，市内各河川では，はん濫注意水位到達からはん濫危険水位到達までの時間が 20 分から 40 分と短時間で急激な上昇を示した状況もあることから，避難勧告等は，水位・雨量情報や地域からの情報などの情報収集を迅速かつ的確に行い総合的に判断して発令する。
※流域面積が小さな河川ほど水位の上昇が早く出るため，本川ではん濫注意水位に達した時刻に支川の流域で避難勧告を発令する場合がある。
</td>
<td>避難勧告等の発令の判断基準の変更に伴い内容を変更するもの。</td>
</tr>
</table>

福岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

項　目	頁	現　行	修　正　案	修　正　理　由
第３章　災害応急対策計画 **第６節　避難対策** **２　避難勧告等の発令の判断基準**	61	(5) 土砂災害警戒情報発表時の避難勧告等の判断基準 福岡県及び福岡管区気象台から福岡市を対象に土砂災害警戒情報が発表された場合は，気象庁が提供する土砂災害警戒判定メッシュ情報や現地巡視等により収集する土砂災害の前兆現象や降雨の状況などを総合的に判断し，避難勧告等を発表する。	(2)　避難勧告等の発令の参考とする情報 洪水予報河川※１・水位情報周知河川※２の水位基準点	

水系名	河川名	水位観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
多々良川	多々良川※２	雨水橋	1.20m	2.00m	2.10m	2.40m
	須恵川	原田橋		2.78m		3.41m
	綿打川※２	綿打橋	カメラのみ設置			
	宇美川※２	田富橋	カメラのみ設置			
		二又瀬橋		1.60m		2.50m
		片峰新橋	2.00m	2.80m	3.20m	4.20m
御笠川	御笠川 ※１ ※２	山王橋	2.60m	3.50m	4.10m	4.70m
		隅田橋	1.70m	2.60m	2.78m	3.20m
		筒井橋	2.50m	3.30m		4.30m
		那珂大橋	カメラのみ設置			
		東光橋	カメラのみ設置			
	諸岡川	那珂下原橋		3.30m		3.90m
那珂川	那珂川※２	稲荷橋		1.90m		2.90m
樋井川	樋井川※２	田島橋	1.80m	2.60m	2.70m	3.30m
室見川	室見川※２	橋本橋	3.00m	3.50m	3.70m	3.90m
	金屑川	大原橋		1.62m		2.22m
瑞梅寺川	瑞梅寺川※２	太郎丸橋		2.80m		3.87m

※１ 洪水予報河川とは，流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川で，御笠川を洪水予報河川に指定し，県と福岡管区気象台と共同で洪水予報を発表する。

※２ 水位情報周知河川とは，洪水予報河川以外の河川で，県が，洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川である。

福岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

<table>
<tr><th>項　目</th><th>頁</th><th>現　行</th><th>修 正 案</th><th>修 正 理 由</th></tr>
<tr><td>第３章　災害応急対策計画
第６節　避難対策
３　避難準備情報・勧告，指示の伝達</td><td>62</td><td>３　避難準備情報・勧告，指示の伝達
(2) 伝達方法
① 信号による伝達
1）警鐘信号
2）サイレン信号</td><td>３　避難準備情報・勧告，指示の伝達
(2) 伝達方法
① 信号による伝達
1）警鐘信号
2）サイレン信号
<table><tr><th>水　系</th><th>サイレン設置箇所</th><th>箇所数</th></tr><tr><td>御笠川水系</td><td>博多消防署堅粕出張所，堅粕小学校，博多体育館，御笠川浄化センター,博多消防署板付出張所，隅田集会所，博多消防団金隈格納庫</td><td>７カ所</td></tr><tr><td>多々良川水系</td><td>筥松北公園，原田ポンプ場，社領南公園</td><td>３カ所</td></tr></table>※避難勧告発表時にサイレンを鳴らす。</td><td>サイレン設置箇所の掲載場所の変更によるもの。</td></tr>
<tr><td>第３章　災害応急対策計画
第６節　避難対策
４　避難誘導</td><td>63</td><td>４　避難誘導
(1) 避難の誘導者は原則として，市長又は知事の命を受けた職員等，警察官，海上保安官，消防団員，自衛官とする。
(2) 避難場所の表示
避難場所及びその位置を避難住民に徹底させるため，年次計画をもって避難場所の表示板を設置する。</td><td>４　避難誘導
(1) 避難の誘導者は原則として，市長又は福岡県知事の命を受けた職員等，警察官，海上保安官，消防団員，自衛官とする。
(2) 避難場所の表示
避難場所及びその位置を避難住民に徹底させるため，避難場所の標識板を設置する。
なお，避難場所の標識板については，日本語，英語，中国語，韓国語で表記する。
(5) 市街地で浸水が始まっている場合など，あらかじめ指定した避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合は，事態の状況等に応じて自宅や隣接建物の２階以上の安全な場所に避難誘導する。</td><td>避難場所標識板の表記方法の変更等に伴い追記するもの。</td></tr>
<tr><td>第３章　災害応急対策計画
第６節　避難対策
５　避難所</td><td>64</td><td>５　避難所
(5) 避難所の開設
② 開設する避難所
3) 指定避難所だけでは収容できない場合は，次の施設・場所をその管理者の了解を得て，臨時避難所として使用する。
ア 公共施設で，避難者の収容が可能な施設等の借上
イ テント等の仮設施設の設置が可能な公園等で，安全が確保されている場所</td><td>５　避難所
(5) 避難所の開設
② 開設する避難所
3) 指定避難所だけでは収容できない場合又は，災害の状況や施設の被害状況，周囲の状況等から，市の指定避難所が使用できない場合は，次の施設・場所をその管理者の了解を得て，臨時避難所として使用する。なお，イの取扱いは別途定める運用基準によることとする。
ア 公共施設で，避難者の収容が可能な施設等の借上
イ 地域の集会所で避難者の収容が可能な施設
ウ テント等の仮設施設の設置が可能な公園等で，安全が確保されている場所</td><td>臨時避難所を開設する場合の運用基準の策定に伴い追記するもの。</td></tr>
<tr><td>第３章　災害応急対策計画
第８節　輸送計画
第２　緊急輸送対策</td><td>72</td><td>３　交通機関による交通の確保
(3) 西日本旅客鉄道株式会社（福岡支社）
③ 西日本旅客鉄道株式会社の災害応急体制
2) 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には各駅区で定められた警備を行うが，特に工務所では警備を強化する。
5) その他西日本旅客鉄道株式会社に所属する建造物，車両及び構内における火災，風水害，その他の災害の防止及び災害発生の場合の応急措置については「防災管理規程　昭和62年4月　社達第23号，新幹線災害時運転規制等取扱手続　昭和62年4月　安達第6号，新幹線管理本部鉄道事故及び災害応急処置要項 平成5年9月30日 福岡支安対第3号並びに福岡支社防災業務実施計画及び取扱手順　平成7年5月29日　福岡支総第98号」等により行う。</td><td>３　交通機関による交通の確保
(3) 西日本旅客鉄道株式会社（新幹線管理本部福岡支社）
③ 西日本旅客鉄道株式会社の災害応急体制
2) 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には各駅区で定められた警備を行うが，特に工務関係区所では警備を強化する。
5) その他西日本旅客鉄道株式会社に所属する建造物，車両及び構内における火災，風水害，その他の災害の防止及び災害発生の場合の応急措置については「防災管理規程　昭和62年4月　社達第23号，新幹線災害時運転規制等取扱手続　昭和62年4月　安達第6号，鉄道事故及び災害応急処置準則　平成5年3月18日　安対第325号，新幹線管理本部鉄道事故及び災害応急処置要項　平成19年7月2日　幹本安第1号」等により行う。</td><td>鉄道事故及び災害発生時に係る規則の改正等に伴い変更するもの。</td></tr>
</table>

福岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

項　目	頁	現　行	修 正 案	修 正 理 由
第３章　災害応急対策計画 **第10節　民間団体，ボランティアとの連携** **第２　ボランティアとの連携**	84	**第２　ボランティアとの連携** 災害時には，各種のボランティアとの連携のため，ボランティア受付窓口を設置し，各種の活動に協力を求める。 **１　災害ボランティアセンターの設置・運営** 災害が発生し，ボランティアの支援の必要性があるときは，「災害時におけるボランティア活動に関する協定」（資料編 417 頁）に基づき，市災害対策本部と市社会福祉協議会と協議し，災害ボランティアセンターを設置する。 災害ボランティアセンターの運営については，市社会福祉協議会を主体とし，市災害対策本部と連携を図るとともに，各種団体，個人ボランティアの協力を得て行う。 **２　ボランティアへの対応** (1) 専門ボランティアへの対応 医療や建築等の専門的な知識を有するボランティア（専門ボランティア）については，日頃から関わりが深く，災害時においても被災状況を直接把握できる各応急活動の実施部局において，募集，調整などについて，個別に対応する。 （例　示） 外国語通訳，点字・手話 医師，歯科医師，看護師・助産師，保健師，薬剤師， 建築物応急危険度判定士 (2) 一般ボランティアへの対応 一般ボランティアは，特別の資格，技能等を必要としない業務に当たるボランティアとし，原則として災害対策本部内にもうける「災害ボランティアセンター」において受付及び活動の調整の統括を行う。 （一般ボランティアの活動内容例示） 【総務的分野】 ①　ボランティアニーズの把握・活動調整 【行政補助】 ②　避難所運営 ③　物資の仕訳，配送，分配 ④　炊き出し ⑤　給水活動 【自主的活動】 ⑥　避難者の介助，支援 ⑦　清掃，家屋等の片づけ，引っ越し手伝い	**第２　ボランティアとの連携** 災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう市，社会福祉協議会及びＮＰＯ・ボランティア交流センターと連携を図り，活動・支援等を行っていく。 **１　災害ボランティアセンター** (1) 災害ボランティアセンターの設置・運営 災害が発生し，ボランティアの支援の必要性があるときは，「災害時におけるボランティア活動に関する協定」（資料編〇〇頁）に基づき，市災害対策本部と市社会福祉協議会で協議し，災害ボランティアセンターを設置する。 災害ボランティアセンターの運営については，市社会福祉協議会を主体とし，市災害対策本部と連携を図りながら，各種団体，個人ボランティアの協力を得て行う。 (2) 設置場所 災害ボランティアセンターは，原則として福岡市市民福祉プラザ内（市社会福祉協議会）に設置する。 (3) 所掌事務 ① 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調に関すること ② ボランティア需給状況の把握及び調整に関すること ③ ボランティア募集等の情報発信 ④ センター及びボランティアに関する各種相談，問い合わせに関すること ⑤ ボランティア活動に必要な資機材等の調達に関すること ⑥ 関係機関及び団体等との連絡調整及び職員派遣の要請に関すること ⑦ その他，センター運営にあたり必要と認められる業務 **２　ボランティアへの対応** (1) 専門ボランティア（専門的な知識を有するボランティア）への対応 災害ボランティアセンターは，被災状況を直接把握できる各応急活動の実施部局と状況に応じて，活動調整を行う。 （活動例示） ① 医師，看護師，保健師，助産師，歯科医師，薬剤師，カウンセラー，保育士 ② 高齢者，障がい者等の介護，看護補助 ③ 通訳（外国語，手話，要約筆記，点訳，音声訳等） ④ 建築物応急危険度判定士 (2) 一般ボランティア（特別の資格，技能等を要しないボランティア）への対応 災害ボランティアセンターは，災害対策本部と情報交換を行いながら，ニーズに応じて，活動調整を行う。 （活動例示） 【総務的分野】 ①　ボランティアニーズの把握・活動調整 【行政補助】 ②　避難所運営 ③　物資の仕訳，配送，分配 ④　炊き出し ⑤　給水活動	各章各節の災害ボランティアセンターに関する記述の整理・統合に伴い変更するもの。

福岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

項　目	頁	現　行	修 正 案	修 正 理 由
第３章　災害応急対策計画 第10節　民間団体，ボランティアとの連携 第２　ボランティアとの連携	84		【自主的活動】 ⑥　避難者の介助，支援 ⑦　清掃，家屋等の片づけ，引っ越し手伝い **３　区災害ボランティアセンターの設置** 災害ボランティアセンターは，被災状況に応じ，各区災害ボランティアセンターの設置を行うものとする。各区災害ボランティアセンターは，主として地元中心のコーディネートとし，各区災害対策本部と連携して活動調整を行うものとする。 また，活動内容等については，必要に応じ，災害ボランティアセンターへ報告するものとする。 **４　災害ボランティア等への支援対策の推進** 市，市・区社会福祉協議会及びＮＰＯ・ボランティア交流センターは，災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう，連携を図りながら，災害ボランティア，災害ボランティアコーディネーターの養成及びボランティアネットワークの構築を行う。 (1) 災害ボランティア，災害ボランティアコーディネーターの育成・支援 災害ボランティアコーディネーター養成講座等を実施し，災害時に迅速に対応できる人材を育成する。また，定期的に研修・訓練等を実施するなど，継続的な支援を行う。 (2) ボランティアネットワークの構築 災害ボランティア活動が円滑に行えるよう，災害ボランティア団体や自主防災組織，防災士等と共働して，イベント等を実施するなど，平常時からのネットワークを構築する。 また，県内の各種ボランティア団体等の情報等を収集するため，災害ボランティア団体登録制度を検討する。 (3) ボランティアが参加しやすい環境づくり ボランティアが安心してボランティア活動に従事できるような環境づくりを行う。	
第３章　災害応急対策計画 第17節　在港船舶対策	98	**２　在港船舶対策** (1) 博多港台風・津波対策委員会における措置 ② 台風の強度に応じ，被害の恐れがある場合には，博多港長，水先案内人，船長，港湾管理者等関係者協議の上，離岸及び転錨等の措置をする。	**２　在港船舶対策** (2) 博多港台風・津波対策委員会における措置 ② 台風の強度に応じ，被害の恐れがある場合には，博多港長，水先人会，港湾管理者等関係者協議の上，離岸及び転錨等の措置をする。	名称修正。
第４章　災害復旧計画 第１節　災害復旧計画の基本方針	123	**第１　災害復旧・復興の方針** **第２　災害復旧・復興の組織等**	**第１　災害復旧・復興の方針** **第２　災害復旧・復興の組織等** **第３　災害復旧・復興計画の策定** 第１の方針に基づき，必要に応じて施策・施設ごとに復旧・復興計画を策定する。 **第４　災害復旧・復興本部の設置に至らない場合の体制** 危機管理監は，災害状況，応急対策の実施状況等を総合的に勘案し，「災害復旧・復興本部」の設置に至らない場合は，被害の種類・性質等に応じて緊急に復旧を図る必要がある事項等について，福岡市災害対策本部実施要綱第 18 条（資料編〇〇頁）に基づき「災害復旧・支援対策会議」を開催し，対応を図るものとする。	震災対策編の構成に準じて追記するもの。 「災害復旧・支援対策会議」の設置に伴い追記するもの。

福岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

項　目	頁	現　行	修 正 案	修 正 理 由
第４章　災害復旧計画 第２節　災害復旧計画の種類 第１　被災市民に対する市民税，所得税等公的徴収金の猶予，減免措置等に関する計画	125	３　国民健康保険料，国民年金保険料の減免，徴収猶予等	３　国民健康保険料，国民年金保険料，後期高齢者医療保険料，一部負担金の減免，徴収猶予等 (4) 後期高齢者医療保険料の減免 震災，風水害，火災その他これらに類する災害により，住宅，家財又はその他の財産について著しい損害を受けたときは，申請により，災害が発生した日の属する月から起算して１年間の保険料について，損害の程度に応じ一定の割合を乗じた額の保険料を減免する。 (5) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予 被災者のうち，減免の対象とならない被保険者で，納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合は，申請により，その納付することができないと認める金額を限度として，災害が発生した日の属する月から起算して６か月以内の期間に限って，その徴収を猶予する。 (6) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における一部負担金（医療機関への自己負担金）の減免 災害により住宅，家財，その他財産に著しい損害を受けたことにより，市民税等の減免措置がなされる等の要件を満たしている場合には，申請により，災害が発生した日の属する月（後期高齢者医療制度においては申請があった日の属する月）から起算して６か月以内の範囲で、その損害の程度に応じ一部負担金を減免する。	後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予に係る記載が無かったため，追記するもの。
福岡市水防計画	140	１２　社団法人福岡市土木建設協力会 １３　福岡市土木建設協同組合 １４　その他	１２　社団法人福岡市土木建設協力会 １３　福岡市土木建設協同組合 １４　社団法人福岡市西部土木建設協力会 (1) 防災活動に関する協定（資料編○○頁） (2) 福岡市西部土木建設協力会会員が有する車両（資料編○○頁） (3) 福岡市西部土木建設協力会会員が有する水防資器材類（資料編○○頁） (4) 福岡市西部土木建設協力会の地区毎の会員名簿（資料編○○頁） １５　社団法人福岡市舗装協会 (1) 防災活動に関する協定（資料編○○頁） (2) 福岡市舗装協会会員が有する車両（資料編○○頁） (3) 福岡市舗装協会会員が有する水防資器材類（資料編○○頁） (4) 福岡市舗装協会の地区毎の会員名簿（資料編○○頁） １６　その他 (6) 地域への「土のう」及び「土のう袋」の提供 災害に備えて，希望する地域に土のう及び土のう袋をあらかじめ提供し，身近な地域での初動対応など，自治協議会や自主防災組織等の活動支援の強化を図る。 (7) 各区における水防計画 各区役所，各消防署は，防災関係機関や地域と連携し，福岡市水防計画に基づく，各区独自の水防計画を作成し，災害対応にあたる。 ① 各区水防計画については，地域の特性に応じた水防訓練や水防活動の実施，地域への土のう配備計画などを盛り込む。 ② 計画は,毎年度，内容を検証し必要に応じて見直しを行う。	協定書の締結に伴い追記するもの。 土のう等の地域への配備及び各区の水防計画について追記するもの。

福岡市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

項　目	頁	現　行	修　正　案	修　正　理　由
第１章　総　則 **第２節　防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱**	2	**１　市の処理すべき事務の大綱**	**１　福岡市防災会議** 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び福岡市防災会議条例（昭和38年福岡市条例第21号）に基づいて設置された機関であり，本市における防災に関する基本方針及び基本計画を作成し，その実施を推進する。 ～以下省略～ **２　市の処理すべき事務の大綱**	福岡市防災会議について追記するもの。
第１章　総　則 **第２節　防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱** **７　指定公共機関及び指定地方公共機関**	4	**７　指定公共機関及び指定地方公共機関** (2)　西日本旅客鉄道株式会社（福岡支社） (12)　特定非営利活動法人福岡県水難救済会	**８　指定公共機関及び指定地方公共機関** (2)　西日本旅客鉄道株式会社（新幹線管理本部福岡支社） (12)　社団法人福岡県水難救済会	管理箇所変更及び名称修正。
第１章　総　則		**第１節　震災対策の目的** **第２節　防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱** **第３節　市民及び事業所の責務** **第４節　災害の想定**	**第５節　防災計画の修正** この計画は，災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年定期的に検討を加え，必要があると認められるときは修正する。 その際には，男女共同参画の視点や高齢者，障がい者，外国人，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者に対する配慮に留意するなど，人権尊重の視点に立って検討を行う。 **第６節　計画の周知徹底** この計画は，福岡市の職員及び関係地方行政機関，関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに，計画のうち必要な事項については地域住民にも周知徹底を図る。	風水害対策編の構成に準じて追記するもの。
第２章　災害予防計画 **第１節　防災体制の整備** **第１　災害時活動体制の整備**	13	**第１節　防災体制の整備** 災害に備え，市の災害時の体制を充実するため，職員の能力の向上，組織等の運用方法の充実，情報収集・伝達体制の整備を行う。 **第１　災害時活動体制の整備** 災害に備え，市の災害時の対応体制を充実するため，職員の防災活動能力の向上，災害対策本部体制の充実，広域応援体制の充実を図っていく。 **１　職員の防災活動能力の向上** (3)　防災訓練 職員の防災活動能力の向上のため，年１回以上，市総合防災訓練を行うほか，各所属等において必要な訓練を実施する。 (4)　職員研修 職員の防災意識・活動能力の向上を図るため，すべての職員を対象とした防災・危機管理研修を年間1,000人を目標に実施しているほか，新規採用職員・防災担当職員・新任係長・新任課長への防災・危機管理研修を実施していく。	**第１節　防災体制の整備** 災害に備え，市の災害予防及び災害時の体制を充実するため，職員の能力の向上，組織等の運用方法の充実，情報収集・伝達体制の整備を行う。 **第１　災害予防及び災害時活動体制の整備** 災害に備え，市の災害予防及び災害時の対応体制を充実するため，職員の防災活動能力の向上，災害対策本部体制の充実，広域応援体制の充実を図っていく。 **１　災害予防対策会議** 危機管理監は，風水害・震災への事前対策として，年度当初など定期的に，福岡市災害対策本部実施要綱第１７条（資料編〇〇頁）に基づく災害予防対策会議を開催する。 災害予防対策会議では，主に各部における担当業務の確認及び役割分担等に関することや地域防災計画の実施推進及び内容の検討，修正事項に関することなどについて，協議する。 **２　職員の防災活動能力の向上** (3)　訓練の実施 職員の防災活動能力の向上を図るため，各局・区・室において「防災に関する訓練・研修」を年１回以上実施し，意識啓発，初動対応の確認等を行う。 (4)　職員研修の実施等 ①　各局・区・室における防災担当職員を対象に災害に即した防災・危機管理研修を実施する。 ②　新規採用職員や新任係長，新任課長など，職位に応じた防災・危機管理研修を実施する。 ③　職員の防災意識・活動能力の向上を図るため，すべての職員を対象とした防災・危機管理研修を年間1,000人を目標に実施する。	「災害予防対策会議」の設置に伴い追記するもの。 市職員の訓練・研修内容の見直しに伴い内容を変更するもの。

福岡市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

<table>
<tr><th>項　目</th><th>頁</th><th>現　行</th><th>修 正 案</th><th>修 正 理 由</th></tr>
<tr><td>第２章　災害予防計画
第１節　防災体制の整備
第１　災害時活動体制の整備</td><td>13</td><td></td><td>④　日頃からの防災意識の向上及び迅速な初動体制の確立を図るため，全職員に対して，ポケット版「防災のてびき」を随時更新し，配布する。</td><td></td></tr>
<tr><td>第２章　災害予防計画
第１節　防災体制の整備
第２　情報収集・伝達体制の整備</td><td>15</td><td>４　無線等の整備計画
(1) 防災行政無線
①　無線機の整備
緊急時の通信手段として，平成４年度から防災無線を整備し，現在798局にて運用を行っている。現行のアナログ方式無線は，電波法の周波数割当計画に基づき，平成23年５月に使用期限が来るため，平成20年度から22年度の３か年でデジタル防災無線の整備工事を実施し，デジタル化による更なる利便性の向上，並びに災害時の情報収集・伝達体制のより一層の強化を図る。
②　デジタル防災無線の整備に併せ全小学校に防災無線を配備する。
③　全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災無線設備の連動を可能にする。（平成22年度設備工事予定）
④　デジタル防災無線の利便性，機能性を十分発揮できる運用・管理体制を整備する。</td><td>４　無線等の整備計画
(1) 防災行政無線
①　無線機の整備
緊急時の通信手段として，平成４年度からアナログ式防災無線を整備し，平成７年度から全面運用を開始したが，電波法の周波数割当計画に基づき，平成23年５月に使用期限が来るため，平成20年度から22年度の３か年でデジタル防災無線の整備工事を実施し（平成21年度末で608局にて運用），デジタル化による更なる利便性の向上，並びに災害時の情報収集・伝達体制のより一層の強化を図る。
②　デジタル防災無線の整備に併せ全小学校に防災無線を配備する。
③　弱不感地帯の地域については，衛星携帯電話を配備し，非常時の連絡手段を確保している。
④　全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災無線設備の連動を可能にする。（平成22年度設備工事予定）
⑤　デジタル防災無線の利便性，機能性を十分発揮できる運用・管理体制を整備する。</td><td>デジタル防災行政無線整備計画の進捗に伴い内容を変更するもの。</td></tr>
<tr><td>第２章　災害予防計画
第４節　防災都市づくり
第４　公共土木構造物の対策</td><td>32</td><td>４　地すべり，山崩れ，がけ崩れ，土石流災害予防計画
地すべり，山崩れ，がけ崩れ，土石流の危険区域の災害を防止するための必要な事業についての計画である。
(1) 山地災害対策
集中豪雨等による，山地災害を未然に防止するため，県は治山治水緊急措置法，森林法及び地すべり等防止法により，山地災害危険地を指定し，治山事業を推進する。
林地及び林道については，切面崩壊，落石防止，法面保護などを施工して危険箇所の安全を図る。
(2) 土砂流出防備保安林
林木及び地表植生，その他地被物の直接，間接の作用によって，表土の流出及び林地の崩壊を防止するための指定地区である。
(3) 急傾斜地対策
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により，県は相当数の居住者に危害が予想される急傾斜地を崩壊危険区域に指定し，崩壊防止工事を施工する。
また，行為の制限，防災措置の勧告，改善措置の命令等の防災指導を行うものとする。（風水害対策編12頁参照）
(4) 宅地災害防止のための規制
災害の発生が予想される危険な宅地については，土地所有者，管理者，占有者に対し，災害対策基本法，宅地造成等規制法及び建築基準法の規定に基づき，必要に応じ，がけ地等の改善勧告又は措置命令を行うものとする。（風水害対策編13頁参照）</td><td>４　土砂災害予防
地すべり，山崩れ，がけ崩れ，土石流により危険区域の災害を防止するための必要な事業についての計画である。
(1)　山地災害対策
集中豪雨等による，山地災害を未然に防止するため，県は治山治水緊急措置法，森林法及び地すべり等防止法により，山地災害危険地を指定し，治山事業を推進する。
林地及び林道については，切面崩壊，落石防止，法面保護などを施工して危険箇所の安全を図る。
(2)　地すべり，山崩れ防止等保安対策
①　土砂流出防備保安林
林木及び地表植生，その他地被物の直接，間接の作用によって，表土の流出及び林地の崩壊を防止するための指定地区である。
②　土砂崩壊防備保安林
地中に張りめぐらされた樹木の根により山地の崩壊を防ぎ，住宅や道路，鉄道などを災害から守るための指定地区である。
③　水源かん養保安林
田畑における農作物及び民生安定のため水資源を確保し，土砂崩壊を防止するための指定地区である。
<table><tr><th>事　業　名</th><th>指定面積（ha）</th><th>市域面積（ha）</th><th>面積比</th></tr><tr><td>土砂流出防備保安林</td><td>890</td><td rowspan="3">34,060</td><td>2.6%</td></tr><tr><td>土砂崩壊防備保安林</td><td>99</td><td>0.3%</td></tr><tr><td>水源かん養保安林</td><td>2,643</td><td>7.6%</td></tr></table>(3)　がけ崩れ災害予防計画
①　急傾斜地対策
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により，県は相当数の居住者に危害が予想される急傾斜地を崩壊危険区域に指定し，</td><td>風水害対策編の記述に合わせて変更するもの。</td></tr>
</table>

福岡市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

<table>
<tr><th>項　目</th><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修　正　理　由</th></tr>
<tr><td>第２章　災害予防計画
第４節　防災都市づくり
第４　公共土木構造物の対策</td><td>32</td><td></td><td>崩壊防止工事を施行する。
また，行為の制限，防災措置の勧告，改善措置の命令等の防災指導を行うものとする。

急　傾　斜　地　崩　壊　危　険　区　域

<table>
<tr><th>地域名称</th><th>箇　　所</th><th>指定年月日</th></tr>
<tr><td>弘・堂 山</td><td>東区大字弘</td><td>昭和56年 4月18日</td></tr>
<tr><td>神松寺</td><td>城南区神松寺一丁目</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>北浦 (2)</td><td>西区能古大瀬</td><td>昭和57年 2月27日</td></tr>
<tr><td>野芥四区</td><td>早良区大字野芥字宮ノ下</td><td>昭和58年 2月15日</td></tr>
<tr><td>唐泊</td><td>西区大字宮浦字脇ノ上外</td><td>昭和58年 5月26日</td></tr>
<tr><td>脇山・谷</td><td>早良区大字脇山字谷</td><td>昭和60年 3月16日</td></tr>
<tr><td>香住ヶ丘二丁目</td><td>東区香住ヶ丘二丁目</td><td>昭和62年 2月17日</td></tr>
<tr><td>唐泊 (3)</td><td>西区大字宮ノ浦字小泊外</td><td>昭和62年10月25日</td></tr>
<tr><td>唐泊</td><td>西区大字宮ノ浦字若浦外</td><td>昭和63年12月17日</td></tr>
<tr><td>名島</td><td>東区名島四丁目</td><td>平成 3年 2月20日</td></tr>
<tr><td>唐泊</td><td>西区大字宮ノ浦</td><td>平成 3年 4月17日</td></tr>
<tr><td>原町</td><td>早良区大字東入部</td><td>平成 5年 2月15日</td></tr>
<tr><td>石釜</td><td>早良区大字石釜</td><td>平成 8年 3月29日</td></tr>
<tr><td>弘</td><td>東区大字弘</td><td>平成 9年 3月31日</td></tr>
<tr><td>松崎三丁目</td><td>東区松崎三丁目</td><td>平成10年 7月17日</td></tr>
<tr><td>今津城</td><td>西区大字今津</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>愛宕３丁目</td><td>西区愛宕三丁目</td><td>平成11年 1月 8日</td></tr>
<tr><td>弘(1)</td><td>東区大字弘</td><td>平成11年12月17日</td></tr>
<tr><td>野多目四丁目</td><td>南区野多目四丁目</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>和田二丁目</td><td>南区和田二丁目</td><td>平成13年 2月 2日</td></tr>
<tr><td>今宿青木(1)</td><td>西区今宿青木</td><td>平成14年11月27日</td></tr>
<tr><td>東平尾(1)</td><td>博多区東平尾二丁目</td><td>平成15年 2月17日</td></tr>
<tr><td>勝馬</td><td>東区大字勝馬字寺浦</td><td>平成17年10月28日</td></tr>
<tr><td>弘(2)</td><td>東区大字弘</td><td>平成17年12月28日</td></tr>
<tr><td>志賀島</td><td>東区大字志賀島</td><td>平成19年 2月16日</td></tr>
<tr><td>元岡</td><td>西区大字元岡字汐除舟引</td><td>平成20年 9月26日</td></tr>
</table>

②　宅地災害防止のための規制
災害の発生が予想される危険な宅地については，土地所有者，管理者，占有者等に対し，災害対策基本法，宅地造成等規制法及び建築基準法の規定に基づき必要に応じ，がけ地等の改善勧告又は措置命令を行うものとする。</td><td></td></tr>
</table>

福岡市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

項　目	頁	現　行	修　正　案	修　正　理　由
第２章　災害予防計画 **第４節　防災都市づくり** **第４　公共土木構造物の対策**	32		宅　地　造　成　工　事　規　制　区 事業名 / 市域面積（ha） / 規制区域面積（ha） / 面積比 規制区域面積／市域面積 宅地造成工事規則区域 / 33,681 / 1,530 / 4.5% ③　宅地災害防止のための措置 がけ崩れ等による宅地災害防止のための技術指導を行うと共に，住宅金融支援機構宅地防災工事資金制度の活用並びに福岡市宅地防災工事資金融資制度による貸付を行い，防災対策の強化を図る。 (4)　土石流対策 ①　砂防事業の推進 土石流災害を未然に防止，又は軽減するため，県は砂防事業を推進する。 ②　住民に対する周知等 土石流対策については，国・県の指導に基づき，関係住民への周知に努め，住民の土石流に対する危険性・避難等について，防災意識の徹底を図る。 ③　土石流危険渓流 土石流危険渓流とは，土石流の発生の危険性があり，5 戸以上の人家（5 戸以下でも官公署，学校，病院，駅，旅館，発電所等のある場合を含む。）に被害を生ずる恐れがある渓流である。（資料編〇〇頁） (5)　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定 福岡県において「土砂災害防止法」に基づき，平成 22 年度から，福岡市域での区域指定に向けての基礎調査が進められることとなっている。指定を受けた場合，本市では情報伝達・警戒避難体制に関する事項を定め，円滑な避難が行われるために必要な事項を住民に周知させるための措置を行う。 ①　土砂災害警戒区域 がけ崩れなどの土砂災害が発生した場合に，住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域である。 ②　土砂災害特別計画区域 がけ崩れなどの土砂災害が発生した場合に，建築物に損壊が生じ，住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域である。	
第３章　災害応急対策計画 **第１節　応急活動体制** **第２　職員の動員・配備**	47	**２　配備の方法** (1) 緊急時職員参集システムの運用 ① 災害対策本部設置時の職員配備計画に基づく職員参集は，緊急時職員参集システムにより行う。	**２　配備の方法** (1)　緊急時職員参集システムの運用 ①　災害対策本部設置時の職員配備計画に基づく職員参集は，緊急時職員参集システムにより行う。 なお，災害状況により，各局・区・室において配備態勢を強化する場合は，総務担当課が緊急時職員参集システムにより行う。また，その際は，必ず市災害対策本部総括部との協議を行う。	緊急時職員参集システムの機能強化に伴い追記するもの。
第３章　災害応急対策計画 **第２節　情報の収集・伝達** **第２　情報の収集・伝達活動**	58	**２　情報の処理**	**２　情報の入力** 各部及び各区災害対策本部は，それぞれが所管する被害状況等を「災害対応支援システム」により入力する。 なお，入力の際は，「災害対応支援システム」の入力情報を確認するとともに，関係部署と連携し情報の重複入力とならないよう努める。 **３　情報の処理**	福岡市災害対応支援システムの機能強化に伴い追記するもの。

福岡市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

項　目	頁	現　行	修 正 案	修 正 理 由
第３章　災害応急対策計画 **第３節　広報** **第２　広報の方法**	61	**３　広報の手段** ⑷ その他の広報の手段 ④ 街頭ビジョンによる情報の発信 大規模災害時に天神地区に設置された街頭ビジョンを活用し，来街者等への避難場所等の防災情報を放映する。	**３　広報の手段** ⑷ その他の広報の手段 ④ 街頭ビジョンによる情報の発信 大規模災害時に天神地区・博多駅地区に設置された街頭ビジョンを活用し，来街者等への避難場所等の防災情報を放映する。	博多駅地区の街頭ビジョンによる情報発信体制の整備に伴い追記するもの。
第３章　災害応急対策計画 **第７節　避難対策** **第３　避難誘導**	72	**２　避難経路** ⑴ 避難経路・目標物等の周知 誘導に際しては，避難目標，避難経路，途中の目的物等を適宜周知する。 ⑵ 避難路の安全確認 避難中に，落下物，倒壊物，危険物等がある場合は，誘導員の配置，標識等の設置，避難経路の変更等適宜の措置をとる。	**２　避難経路** ⑴ 避難経路・目標物等の周知 誘導に際しては，避難目標，避難経路，途中の目的物等を適宜周知する。 ⑵ 避難路の安全確認 避難中に，落下物，倒壊物，危険物等がある場合は，誘導員の配置，標識等の設置，避難経路の変更等適宜の措置をとる。 ⑶ 避難場所の表示 避難場所及びその位置を避難住民に徹底させるため，避難場所の標識板を設置する。 なお，避難場所の標識板については，日本語，英語，中国語，韓国語で表記する。	避難場所の標識板について追記するもの。
第３章　災害応急対策計画 **第７節　避難対策** **第４　避難所の開設**	74	**１　避難所の開設** ⑵ 開設する避難所 ④　指定避難所だけでは収容できない場合は，次の施設・場所をその管理者の了解を得て，臨時避難所として使用する。 1)　公共施設で，避難者の収容が可能な施設等の借上 2)　テント等の仮設施設の設置が可能な公園等で，安全が確保されている場所	**１　避難所の開設** ⑵ 開設する避難所 ④　指定避難所だけでは収容できない場合又は，災害の状況や施設の被害状況，周囲の状況等から，市の指定避難所が使用できない場合は，次の施設・場所をその管理者の了解を得て，臨時避難所として使用する。なお，2）の場合の取扱は，別途定める運用基準によることとする。 1)　公共施設で，避難者の収容が可能な施設等の借上 2)　地域の集会所で避難者の収容が可能な施設 3)　テント等の仮設施設の設置が可能な公園等で，安全が確保されている場所	臨時避難所を開設する場合の運用基準の策定に伴い内容を変更するもの。
第３章　災害応急対策計画 **第９節　緊急輸送対策** **第５　交通機関による交通の確保**	85	**４　西日本旅客鉄道株式会社（福岡支社）**	**４　西日本旅客鉄道株式会社（新幹線管理本部福岡支社）**	管理箇所変更のため。
第３章　災害応急対策計画 **第10節　生活救援対策** **第２　飲料水・生活用水等の応急給水**	90	**３　応援要請・受入れ** ⑴ 応援要請 ②　要請 1)　国，県，市町村等 ○　相互応援協定締結都市 ・１６大都市水道局 札幌市，仙台市，・・・・・以下省略 （１７大都市水道局災害相互応援に関する覚書） ・８九州都市 北九州市，佐賀市，・・・・・以下省略 （九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書）	**３　応援要請・受入れ** ⑴ 応援要請 ②　要請 1)　国，県，市町村等 ○　相互応援協定締結都市 ・１６大都市水道局 札幌市，仙台市，・・・・・以下省略 （１７大都市水道局災害相互応援に関する覚書） ・８九州都市 北九州市，佐賀市，・・・・・以下省略 （九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書） ・福岡都市圏水道事業者等 筑紫野市，大野城市，太宰府市，古賀市，宇美町，篠栗町，志免町，須恵町，新宮町，久山町，粕屋町，宗像市，福津市，糸島市及び春日那珂川水道企業団の各水道事業者並びに福岡地区水道企業団，山神水道企業団及び宗像地区事務組合の各水道用水供給事業者（福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定書）	協定書の締結に伴い追記するもの。

福岡市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

項　目	頁	現　行	修 正 案	修 正 理 由
第３章　災害応急対策計画 **第11節　民間団体，ボランティアとの連携** **第２　ボランティアとの連携**	98	**第２　ボランティアとの連携** 災害時には，各種のボランティアとの連携のため，ボランティア受付窓口を設置し，各種の活動に協力を求める。 **１　災害ボランティアセンターの設置・運営** 災害が発生し，ボランティアの支援の必要性があるときは，「災害時におけるボランティア活動に関する協定」（資料編 417 頁）に基づき，市災害対策本部と市社会福祉協議会と協議し，災害ボランティアセンターを設置する。 災害ボランティアセンターの運営については，市社会福祉協議会を主体とし，市災害対策本部と連携を図るとともに，各種団体，個人ボランティアの協力を得て行う。 **２　ボランティアへの対応** (1) 専門ボランティアへの対応 医療や建築等の専門的な知識を有するボランティア（専門ボランティア）については，日頃から関わりが深く，災害時においても被災状況を直接把握できる各応急活動の実施部局において，募集，調整などについて，個別に対応する。 （例　示） 外国語通訳，点字・手話 医師，歯科医師，看護師・助産師，保健師，薬剤師， 建築物応急危険度判定士 (2) 一般ボランティアへの対応 一般ボランティアは，特別の資格，技能等を必要としない業務に当たるボランティアとし，原則として災害対策本部内にもうける「災害ボランティアセンター」において受付及び活動の調整の統括を行う。 （一般ボランティアの活動内容例示） 【総務的分野】 ①　ボランティアニーズの把握・活動調整 【行政補助】 ②　避難所運営 ③　物資の仕訳，配送，分配 ④　炊き出し ⑤　給水活動 【自主的活動】 ⑥　避難者の介助，支援 ⑦　清掃，家屋等の片づけ，引っ越し手伝い	**第２　ボランティアとの連携** 災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう市，社会福祉協議会及びＮＰＯ・ボランティア交流センターと連携を図り，活動・支援等を行っていく。 **１　災害ボランティアセンター** (1) 災害ボランティアセンターの設置・運営 災害が発生し，ボランティアの支援の必要性があるときは，「災害時におけるボランティア活動に関する協定」（資料編〇〇頁）に基づき，市災害対策本部と市社会福祉協議会で協議し，災害ボランティアセンターを設置する。 災害ボランティアセンターの運営については，市社会福祉協議会を主体とし，市災害対策本部と連携を図りながら，各種団体，個人ボランティアの協力を得て行う。 (2) 設置場所 災害ボランティアセンターは，原則として福岡市市民福祉プラザ内（市社会福祉協議会）に設置する。 (3) 所掌事務 ① 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調に関すること ② ボランティア需給状況の把握及び調整に関すること ③ ボランティア募集等の情報発信 ④ センター及びボランティアに関する各種相談，問い合わせに関すること ⑤ ボランティア活動に必要な資機材等の調達に関すること ⑥ 関係機関及び団体等との連絡調整及び職員派遣の要請に関すること ⑦ その他，センター運営にあたり必要と認められる業務 **２　ボランティアへの対応** (1) 専門ボランティア（専門的な知識を有するボランティア）への対応 災害ボランティアセンターは，被災状況を直接把握できる各応急活動の実施部局と状況に応じて，活動調整を行う。 （活動例示） ① 医師，看護師，保健師，助産師，歯科医師，薬剤師，カウンセラー，保育士 ② 高齢者，障がい者等の介護，看護補助 ③ 通訳（外国語，手話，要約筆記，点訳，音声訳等） ④ 建築物応急危険度判定士 (2) 一般ボランティア（特別の資格，技能等を要しないボランティア）への対応 災害ボランティアセンターは，災害対策本部と情報交換を行いながら，ニーズに応じて，活動調整を行う。 （活動例示） 【総務的分野】 ①　ボランティアニーズの把握・活動調整 【行政補助】 ②　避難所運営 ③　物資の仕訳，配送，分配 ④　炊き出し ⑤　給水活動	各章各節の災害ボランティアセンターに関する記述の整理・統合に伴い変更するもの。

福岡市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

項　目	頁	現　行	修 正 案	修 正 理 由
第３章　災害応急対策計画 **第11節　民間団体，ボランティアとの連携** **第２　ボランティアとの連携**	98		【自主的活動】 ⑥　避難者の介助，支援 ⑦　清掃，家屋等の片づけ，引っ越し手伝い **３　区災害ボランティアセンターの設置** 災害ボランティアセンターは，被災状況に応じ，各区災害ボランティアセンターの設置を行うものとする。各区災害ボランティアセンターは，主として地元中心のコーディネートとし，各区災害対策本部と連携して活動調整を行うものとする。 また，活動内容等については，必要に応じ，災害ボランティアセンターへ報告するものとする。 **４　災害ボランティア等への支援対策の推進** 市，市・区社会福祉協議会及びＮＰＯ・ボランティア交流センターは，災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう，連携を図りながら，災害ボランティア，災害ボランティアコーディネーターの養成及びボランティアネットワークの構築を行う。 (1) 災害ボランティア，災害ボランティアコーディネーターの育成・支援 災害ボランティアコーディネーター養成講座等を実施し，災害時に迅速に対応できる人材を育成する。また，定期的に研修・訓練等を実施するなど，継続的な支援を行う。 (2) ボランティアネットワークの構築 災害ボランティア活動が円滑に行えるよう，災害ボランティア団体や自主防災組織，防災士等と共働して，イベント等を実施するなど，平常時からのネットワークを構築する。 また，県内の各種ボランティア団体等の情報等を収集するため，災害ボランティア団体登録制度を検討する。 (3) ボランティアが参加しやすい環境づくり ボランティアが安心してボランティア活動に従事できるような環境づくりを行う。	
第３章　災害応急対策計画 **第14節　清掃対策** **第２　し尿の処理**	104	**３　仮設トイレ等の確保・設置** (1) 調達方法 市内及び市周辺のリース業者からの借り上げを基本とし，仮設トイレの確保に努める。	**３　仮設トイレ等の確保・設置** (1) 調達方法 市内及び市周辺のリース業者との協定に基づき（資料編〇〇頁），仮設トイレの確保に努める。	協定書の締結に伴い変更するもの。
第４章　災害復旧・復興計画 **第１節　災害復旧・復興計画の基本方針**	137	**第１　災害復旧・復興の方針** **第２　災害復旧・復興の組織等** **第３　災害復旧・復興計画の策定**	**第１　災害復旧・復興の方針** **第２　災害復旧・復興の組織等** **第３　災害復旧・復興計画の策定** **第４　災害復旧・復興本部の設置に至らない場合の体制** 危機管理監は，災害状況，応急対策の実施状況等を総合的に勘案し，「災害復旧・復興本部」の設置に至らない場合は，被害の種類・性質等に応じて緊急に復旧を図る必要がある事項等について，福岡市災害対策本部実施要綱第18条（資料編〇〇頁）に基づき「災害復旧・支援対策会議」を開催し，対応を図るものとする。	「災害復旧・支援対策会議」の設置に伴い追記するもの。

福岡市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

項　目	頁	現　行	修　正　案	修　正　理　由
第４章　災害復旧・復興計画 第２節　市民生活再建のための施策 第３　租税等の減免等	140	３　国民健康保険料，国民年金保険料の減免，徴収猶予等	３　国民健康保険料，国民年金保険料，後期高齢者医療保険料，一部負担金の減免，徴収猶予等 (4)　後期高齢者医療保険料の減免 震災，風水害，火災その他これらに類する災害により，住宅，家財又はその他の財産について著しい損害を受けたときは，申請により，災害が発生した日の属する月から起算して１年間の保険料について，損害の程度に応じ一定の割合を乗じた額の保険料を減免する。 (5)　後期高齢者医療保険料の徴収猶予 被災者のうち，減免の対象とならない被保険者で，納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合は，申請により，その納付することができないと認める金額を限度として，災害が発生した日の属する月から起算して６か月以内の期間に限って，その徴収を猶予する。 (6)　国民健康保険及び後期高齢者医療制度における一部負担金（医療機関への自己負担金）の減免 災害により住宅，家財，その他財産に著しい損害を受けたことにより，市民税等の減免措置がなされる等の要件を満たしている場合には，申請により，災害が発生した日の属する月（後期高齢者医療制度においては申請があった日の属する月）から起算して６か月以内の範囲で、その損害の程度に応じ一部負担金を減免する。	後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予に係る記載が無かったため，追記するもの。